

居宅介護支援 ケアプランセンター・ライフ運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社ライフリンクスが開設するケアプランセンター・ライフ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事務所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供すると共に自立支援重度化予防することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 一 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 二 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 三 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ケアプランセンター・ライフ
- 二 所在地 住所・東京都荒川区東尾久二丁目 40 番 11 号 マイプレース 301 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 常勤職員 3名（管理者と兼務 1名）
非常勤職員 2名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりする。

- 一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅介護サービス計画作成する。
利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用者等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者に同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。また、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる。
課題の分析について使用する課題分析票は高齢区分法 TAI 方式等を用いる。
- 二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を持続的に行い、居宅サービス計画の実施状況（以下「モニタリング」）を把握するとともに、少なくとも月1回訪問（一定要件を満たした場合、テレビ電話等は2ヶ月に1回）することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも月1回モニタリングの結果を記録する。
- 三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 四 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 五 次条、通常事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。
事業所から、通常の事業の実施地域を越え1km未満 52円
以降2km毎に 52円
- 六 事項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

七 居宅介護支援に係る事業者の義務について

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他利用者的心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医、歯科医師又は薬剤師に提供する。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付する。また、当該事務所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる。
- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

居宅介護支援費 I (ICT 活用や事務職員を配置していない事業所)

(i 取扱件数 40 件未満)

要介護1・2	月額	12380円
要介護3～5	月額	16085円

(ii 取扱件数 40 件以上 60 件未満)

要介護1・2	月額	6201円
要介護3～5	月額	8025円

(iii 取扱件数 60 件以上)

要介護1・2	月額	3716円
要介護3～5	月額	4810円

* 加算

- ① 新規に居宅サービスを作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合。
要介護状態が2段階悪化となった利用者に対して、指定居宅介護支援を行った
場合 初回時のみ 3420円/月
- ② 入院・入所中の利用者に対し、退院・退所にあたって病院等から利用者に関する情報を求めるなど連携を行った場合
- | | | |
|------------------------|------|----------|
| * 入院期間中に3回まで算定可能 | 連携1回 | 5130円/月 |
| カンファレンス1回・もしくは連携2回 | | 6840円/月 |
| カンファレンス 1回実施を含む連携2回 | | 8550円/月 |
| 主治医参加のカンファレンス実施必要で連携3回 | | 10260円/月 |
- ※退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。
- ③ 利用者が病院・診療所に入院するにあたって、必要な情報を提供した場合。
介護支援専門員が入院当日(営業時間終了後又は営業日以外の日は翌日を含む)
に情報提供を実施 2850円
介護支援専門員が入院翌日又は翌々日に情報提供を実施 2280円
- ④ 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
(一月に2回を限度として算定可能) 2280円
- ⑤ 利用者が医師又は歯科医師の診療を受ける際に、介護支援専門員が同席し、
介護支援専門員が医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の
必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報
提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
(月1回を限度に算定可能) 570円

* 減算

① 特定事業所集中減算

正当な理由なく過去6ヶ月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与サービスについて特定の事業所の割合が80%以上の場合。

2280円

当事業所作成の居宅サービス計画に位置付ける、各居宅サービスの各事業所の割合について、6か月ごとに集計し割合について説明し、理解を得るよう努めます。

② 運営基準減算

サービス担当者会議の未実施、運営基準に違反している場合

所定単位数の 100 分の 50

(減算が2ヶ月以上継続している場合、所定単位数は算定しない)

* 入院・入所中等の、看取り期の利用者の居宅サービス利用について、居宅サービス利用前の相談・調整等に係る評価として、居宅介護支援費を算定する場合がある。

(該当算定額)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、荒川区、足立区、北区、の区域とする。

(その他の地域に関しては応相談)

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第10条

- 一 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 二 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
- 三 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定等)

第11条

- 一 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 二 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 指定居宅介護支援事業所は、介護支扱専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 研修については採用時研修採用後1ヵ月以内、継続研修（感染症予防・まん延防止への取り組み、利用者の人権擁護、虐待防止やハラスメント等を中心に）年4回とする。
- 二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ライフリンクスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。